

第十三回国会 第一大蔵委員会議録

第四十一号

(五百〇一)

昭和二十七年三月二十九日(土曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

理事淺香 忠雄君 重遠君

理事小山 大上 島村

島村 一郎君

庄司 一郎君

宮原幸三郎君

早稻田柳右門君

高田 富之君

計局給與課長

大蔵事務次官

大蔵事務官(主

計局法規課長)

大蔵事務官(主

計局給與課長)

大蔵事務官(主

監理部長)

通商産業事務官

大蔵事務官(主

財局管理課長)

大蔵事務官(主

税關部長)

大蔵事務官(主

建設技術課長)

大蔵事務官(主

税關部長)

大蔵事務官(主

税關部長)

大蔵事務官(主

税關部長)

大蔵事務官(主

税關部長)

大蔵事務官(主

税關部長)

大蔵事務官(主

税關部長)

の審査を本委員会に付託された。
理事会に付した事件
本日の会議に付した事件
理事会の互選

関税率等の一部を改正する法律
特定道路整備事業特別会計法案(内閣提出第五三号)
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)
農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)
国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)
日本国とアメリカ合衆国との旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三四号)
日本国とアメリカ合衆国との間の全保全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一四五号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一五六号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一五七号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一五八号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一五九号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一六〇号)

昨日、奥村委員が理事を辞任せられ、浅香委員を理事に選任いたしました。されど奥村委員を理事に選任いたしたいと思いますが、本日浅香委員から理事として奥村委員を選任いたしましたので、この際再び奥村委員を理事に選任いたしたいと思います。この点御異議ありませんか。

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保全保障條約第三條に基く行政協定を実施するため、所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)法人税法(昭和十二年法律第二十八号)相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)富翁税法(昭和二十五年法律第七十四号)通行税法(昭和十五年法律第四十三号)印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)物品税法(昭和十五年法律第四十号)及び揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいふ。
この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(以下「條約」という)條約に基き日本國の領域及びその附近に配備される合衆国陸軍、海軍又は空軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいふ。

4 この法律において「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常商産業事務官(通商産業課長)木谷忠義君)号)社会保険料等に対する所得税免除に関する請願(青柳一郎君紹介)(第一七七号)同(岡良一君紹介)(第一七七八号)同(松谷天光光君紹介)(第一七七九号)同(堤惣一君紹介)(第一七七七号)同(岡良一君紹介)(第一七七八号)更の件についてお諮りいたします。

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

議案の審査に入ります前に、理事变

員外の出席者

ため、関税法（明治三十二年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、關稅法（明治三十二年法律第八十八号）、酒稅法（昭和十五年法律第三十五号）、砂糖消費稅法（明治十五年法律第四十号）、骨牌稅法（明治三十五年法律四十四号）及び揮發油稅法（昭和二十四年法律第一百四十號）の特例を設けることを目的とする。

(定義) 第二條 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。
2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約（以下「條約」という。）に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆國の陸軍、海軍又は空軍をいう。

3 この法律において「軍属」とは、合衆国軍隊に雇用され、これに勤務する軍人で現に服役中のものという。
4 この法律において「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に在留する者並びに通常合衆国に居住する個人及びその者又は合衆国の法律に基いて設立され、若しくは組織された法人の使用者で合衆国軍隊のための合衆国政府との契約の履行のみを目的として日本国にあるものを除く。）をいう。

5 この法律において「家族」とは、合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一才未満の子並びに父母及び二十一才以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

偶像者及び二十一才未満の子並びに父母及び二十一才以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

6 この法律において「軍人用販売機関等」とは、合衆国軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ビーエックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞発行所その他の合衆国の歳出外資金により合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置された諸機関で、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族の利用に供せられるものをいう。

7 この法律において「契約者等」とは、通常合衆国に居住する個人で、條約第一條に掲げる目的の遂行のために合衆国軍隊が使用することに日本国が同意した施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。以下同じ。）に関する合衆国政府と締結した契約に基き日本国において當該契約に係る建設計、維持又は運営のみの事業をなすもの及び通常合衆国に居住する個人のうち、当該事業のために被用されている者で当該事業に従事するためのみ日本国にあるものをいう。

8 この法律において「軍屬」とは、合衆国政府が所有し、又は全部用船契約により用船している船舶で、合衆国により、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているものであることをもつて運航されている。

もの（以下「公用船」という。）に物品の重量に対して有する割合を頃稅法第一條の規定により算出し得た額のとん税を徴収する。（とん税の免除手続）

第四條 前條の規定により、とん税の免除を受けようとする公用船の船長は、政令で定める手続により、当該船舶が公用船である旨を税関に証明しなければならない。

第五條 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條及び第十九條から第二十一条までの規定は、適用しない。

第六條 左に掲げる物品については、関税を免除する。
一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の公用に供するために輸入する物品で、当該軍隊又は機関が合衆国軍隊の公用に供するために輸入する物であることにつき合衆国軍隊の権限ある官憲による証明のされたもの

第七條 前條の規定の適用を受ける物品については、酒税、砂糖消費税、骨ばい税及び揮發油税（以下「内国消費税」という。）を免除する。但し、内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、同條第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

（内国消費税の免除）

第八條 前條の規定の適用を受けた同條第三号に掲げる物品で、税関長の指定した期間内に、合衆国軍隊に引き渡され、又は合衆国軍隊が使用する施設若しくは物品に該当する官憲による証明がされないもの

又は旅客氏名表のうち出認物品又は旅客に係る部分については、前項但書に規定する当認荷目録又は旅客氏名表にその積載している旨を記載すれば足る。

3 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれに類する事由により、第一項但書及び関税法第十八條の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない。

（関税の免除）

四 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれららの者の家族又は契約者等の引取荷物及び携帯品軍属が自分若しくはその家族の私用に供するため又は契約者が自己の私用に供するために輸入する自動車（自動自転車を含む）及びその部品

軍隊の権限ある官憲による証明のされたもの

四 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれららの者の家族又は契

約者等の引取荷物及び携帯品軍属が自分若しくはその家族の私用に供するため又は契約者が自己の私用に供するために輸入する自動車（自動自転車を含む）及びその部品

由により滅失したことにつき税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。(税關検査の免除)

第九條 左に掲げる物品について

は、税關法第三十一條の規定による検査を行わない。
一 合衆国軍隊の命令により日本國に入国し、又は日本國から出國する合衆国軍隊の部隊又は合衆国軍隊の構成員の携帶品。
二 合衆国軍隊の公用の封印がある公文書。

四 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物

(税關免除物品の製造等)

第十條 第六條第三号の規定の適用を受けた輸入物品を合衆国軍隊に引き渡し、又は合衆国軍隊が使用する施設若しくは物品に附合、混和若しくは加工する前に、当該輸入物品の改裝、仕分若しくはその他の手入をし、当該輸入物品に加工し、当該輸入物品と他の物品とを混合し、又は当該輸入物品を原料として他の物品を製造しようとする場合には、当該手入、加工、混合又は製造は、税關長の承認した倉庫又は工場において行わなければならぬ。
二 税關法第一百一十二条第三項、第一百一十二条及び第一百一九条の規定は、前項に規定する倉庫又は工場について準用する。

第十一條 合衆国軍隊の構成員、軍(税關免除物品の譲渡の制限)

属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であつた者が、第六條の規定の適用を受けた場合を除む。並びに航空法輸外した物品を、日本国内において、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍風、これらの者の家族及び契約者等以外の者に譲渡しようとすると、政令で定めるところにより、税關に申告し、当該物品の検査を経て、譲渡の免許を受けなければならぬ。但し、当該物品について既に本項の規定による免許に係る譲渡が行われている場合は、この限りでない。

2 前項の規定による免許を受けないで物品の譲渡をし、又はしようとした者については、税關法第七十六条の規定を準用する。この場合は、「譲渡」と読み替えるものとする。

3 税關法第八十四条、第八十五条(税關免除物品の譲受の制限)

但し、当該物品が既に本項の規定により税關及び税關法第三十一條の規定による申告及び検査並びに免許は、政令で定めるところにより、一括して行うことができる。

3 第一項の規定の適用を受ける譲受は、酒税法第三十六條、砂糖消費税法第四條、物品税法第十條、骨牌税法第五條及び揮発油税法第五條の規定の適用については、保税地域より引取とみなす。

(国税徵收法の準用)

第十三條 第三條但書の規定により徵收する、とん税及び第八條本文の規定により又は第十二條第一項の場合において、同條中「輸入」とあるのは、「譲渡」と読み替えるものとする。

3 国内航空運送事業令(昭和二十五年政令第三百二十七号)附則第五条(差押物件等の引渡)

1 この法律は、この限りではない。日から施行する。
2 この法律施行前に連合国軍の権限ある官憲の正當に認証した証明書により税關及び内国消費税の免除を受けて輸入した物品及び連合国軍總司令部覺書等により税關及び物品税の免除を受けたもの、自動車は、他の法律により税關及び内国消費税の免除を受けたものとみなす。但し、当該物品が既に税關を課せられたものである場合は、この限りでない。

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定(以下「行政協定」という)を実施するため、アメリカ合衆国(以下「合衆国」という)の軍隊の用に供する国有の財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二條に定める国有財産並びに同法の適用を受けるない国有の動産及び権利をいう)の第三十九條において準用する場合を含む。」と、「同法第五十四条。以下「航空法」という)第三十九條において準用効力を有する航空法(大正十年法律第五十四条。以下「航空法」という)第三十九條において準用する場合を含む。」と、「同法第十條第一項」とあるのは、「同法第十條(航空法第三十九條において準用する場合を含む。)と、「同法第二項に規定する入港申告書(積荷目録及び旅客氏名表を総括したもので足りる。)並びに同法第十三條に規定する出港届及び出港申告書」とあるのは、「並びに同法第十三條(航空法第三十九條において準用する場合を含む。)に規定する出港届」と、第五條第三項中

き渡さなければならない。

附則

1 この法律は、條約の効力発生の日から施行する。

「[第十八條」とあるのは、「第十八條(航空法第三十九條において準用する場合を含む。)並びに航空法第四十条」と読み替えるものとする。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案

使用を許した国有の財産について
は、国は、当該財産の返還に當り、合衆国に対し、その原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとする。

(一時使用等の許可)
第四條 国は、第二條の規定により合衆国に使用を許した国有の財産について、行政協定第二條第四項(a)の規定に基き、その用途又は目的を妨げない限度において、他の者にその使用又は収益を許すことができる。

2 前項の規定により使用又は収益を許した場合において、その使用又は収益する権利は、合衆国が当該財産を返還した時に消滅する。

(貸付契約の解除)
第五條 国有財産法第二十四條(同法第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む。)の規定は、第二條の規定により合衆国に国有の財産の使用を許すため必要を生じた場合について準用する。

この場合において、国有財産法第二十四條中「國又は公共團體において公用、公用又は國の企業若しくは公益事業」とあるのは、「國においてアメリカ合衆国の軍隊」と読み替えるものとする。

(特別会計に属する国有の財産の所管換等)
第六條 特別会計に属する国有の財産につき第二條の規定により合衆国に使用を許す場合は、当該財産は、一般会計に所管換若しくは所属替をし、又は一般会計

の使用として整理するものとする。

附 則

この法律は、締約の効力発生の日から施行する。

貴金属管理法の一部を改正する法律案

貴金属管理法の一部を改正する法律

貴金属管理法(昭和二十五年法律百二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金管理法

目次中「貴金属」を「金」に、「政府売却」を「割当及び売却」に改め、

「加工業」の下に「及び加工用金売さばき業」を加える。

本則(第九條、第十條、第十二條第一項、第二十二條第一項第五号及び第二十八條を除く。)中「貴金属」を「金」に改める。

第二條第一項を削り、同條第二項中「又は採取」を「採取又は回収」に改め、同項を同條第一項とし、同條第三項中「もづら」を「主として」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項中「銀貨」を削り、同項を同條第四項とし、同條第六項中「歯科医療用白金加金線その他」を削り、「売り渡した」を「割り当てた」に改め、同項を同條第五項とし、同條第十二項中「鉱業権者」の下に「及び租鉱権者」を加え、同項を同條第十四項とし、同條第七項を同條第九項とし、以下第十一項まで二項ずつ繰り下げ、同條に第六項から第八項

までとして、次のように加える。
6 この法律において「金納入者」とは、第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項若しくは第二項の規定により金地金を政府に売却した者をいう。

7 この法律において「加工用金売さばき業」とは、金地金を販売することを目的とする事業をいう。

8 この法律において「加工用金売さばき業者」とは、第十七條の二第一項の規定による認可を受けて加工用金売さばき業を営む者をいう。

第三條第一項中「九百九十八(金及び銀については、九百九十九)」を「九百九十九」に改める。

第七條中「買受」を「割当」に改め、「政府の所有に係る」を削り「を買ひ受けようとする者は、」を「の割当を受けようとする者は、四半期ごとに」に改める。

第八條第一項中「基礎」とし、「の下に「四半期ごとに」」を加え、「政府の所有に係る」を削り、「充却」を「割当」に改め、「充却」を「割当に定めた数量を、主務省令で定める手続により、前項の規定により買受を申請した金納入者に対して、当該金納入者が当該金配分計画に係る期間の始期の属する月の前月末に終る一年間に第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項若しくは第二項の規定により政府に充却した金地金の数量の、前項の規定により政府に充却した金地金の数量に対する割合に応じて、充却するものとする。

第九條第一項中「基礎」とし、「の下に「四半期ごとに」」を加え、「政府の所有に係る」を削り、「充却」を「割当に定めた数量を定めた毎四半期の」に改める。

第九條第一項を次のように改める。

(金地金の売却)

第九條の二 金納入者は、四半期ごとに、主務省令で定める手続によ

り、政府の所有に係る金地金の買受を申請することができる。

二 金地金の数量がその用途にあてるために必要な数量をこえなければならない。

三 用途が正当であるかどうか。

いかどうか。

(金地金の売却)

第九條の三 主務大臣は、金地金の需給調整上必要があるときは、金納入者又は加工用金売さばき業者に對して、その所有に係る金地金を主務大臣が指定する加工用金売さばき業者又は金需要者に売却す

ることを指示することができる。

(用途の変更等)

第九條の四 金需要者が第九條第一項の規定による割当に基いて買い受けた金地金について條七條の規定により示した用途を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けるなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定める手続によ

り、主務大臣に申請しなければならない。

3 第九條第二項の規定は、前項の申請に対する主務大臣の許可について適用する。

4 主務大臣は、第二項の申請があつた場合において、申請者の所有する金地金の数量が変更しようとする用途にあてるために必要な数量をこえていると認められたときは、

当該必要数量を限り、変更を許可することができる。

5 金需要者が第九條第一項の規定による割当に基いて買い受けた金地金をその用途にあてる前に滅失

による指示を受けだ者から買い受けた金地金を、主務省令で定める手続により、金需要者に売却しなければならない。但し、第九條の三の規定による指示に従つて他の加工用金売さばき業者に売却する場合は、この限りでない。

(売却に関する指示)

第九條の三 主務大臣は、金地金の需給調整上必要があるときは、金納入者又は加工用金売さばき業者に對して、その所有に係る金地金を主務大臣が指定する加工用金売さばき業者又は金需要者に売却する

ことを指示することができる。

六 この法律において「金納入者」とは、第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項若しくは第二項の規定により金地金を政府に売却した者をいう。

7 この法律において「加工用金売さばき業」とは、金地金を販売することを目的とする事業をいう。

8 この法律において「加工用金売さばき業者」とは、第十七條の二第一項の規定による認可を受けて加工用金売さばき業を営む者をいう。

9 この法律において「基礎」とし、「の下に「四半期ごとに」」を加え、「政府の所有に係る」を削り、「充却」を「割当に定めた数量を定めた毎四半期の」に改める。

10 第九條第一項を次のように改める。

(金地金の割当)

第九條の二 金納入者は、四半期ごとに、主務省令で定める手続によ

り、政府から買い受けた金地金を、主務省令で定める手続により、加工用金売さばき業者又は金需要者に売却しなければならない。

11 加工用金売さばき業者は、前項

第九條 主務大臣は前條第二項の金配分計画で定めた数量の範囲内で、第七條の規定により申請した者に対して割り当てる金地金の数量を決定して、主務省令で定める手続により、当該申請者に通知しなければならない。

違反して認可を受けないで加工用金売さばき業を営んだ者

第二十六條第一号中「第九條第六項」を「第九條の四第五項」に、「第十八條」を「第十七條の二第二項又は第十八條」に改め、同條第一号中「第一項」を「第一項又は第四項」に改め、同條第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同條第四号中「第五項」を「第六項」に改める。

附 則

第二十八條中「貴金属地金、歯科用貴金属地金又は金地金」を「金地金又は歯科用金地金」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行前に改正前の貴金属管理法（以下「旧法」という。）第七第の規定により主務大臣に対して政府の所有に係る金地金の買受の申請をし、且つ、この法律施行の際該申請に係る金地金について旧法第九條第一項の規定による通知を受けていない者は、改正後の金管理法（以下「新法」といいう。）第七條の規定により主務大臣に対して金地金の割当の申請をしたものとみなす。

3 政府は、この法律施行の日から二箇月以内で政令で定める日までの間は、新法第九條の二第二項の規定にかかるわらず、その所有に係る金地金を金需要者に對して旧法第十條の規定により主務大臣が定めた價格で売却するものとする。

4 この法律施行前に旧法第九條第一項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る金地金を政府か

ら買い受けでない者（この法律施行前に当該金地金を政府から買取ける権利を失つてない者に限る。）は、前項の規定の適用については、金需要者とみなす。

五 旧法第十四條第一項の規定に由り主務大臣の認可を受けた歯科用貴金属地金加工業者（歯科用金地金の加工について認可を受けた者に限る。）又は旧法第十八條第一項の規定による都道府県知事の認可を受けた歯科用貴金属地金販売業者は、それぞれ、この法律施行の際、新法第十四條第一項の規定による歯科用貴金属地金加工業についての主務大臣の認可又は新法第十八條第一項の規定による歯科用金地金販売業についての都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

六 この法律施行前にした行為についての罰則の適用については、なお従前の例による。

○西村（鹿）政府委員 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、まず、輸出免税の手続について簡易化をはかる措定たときは、譲受人から税金を徵収することいたしております。

次に、合衆国軍隊の構成員または法人で、合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、運営等に関する施設及び区域の建設、運営等に關して、合衆国で締結した契約に基く事業のみを行うもののその事業から生ずる所得等についての税率は、所得税または法人税を課さないことをととしております。

次に、合衆国軍隊の構成員、軍属またはこれらの者の家族が、相続、贈與または遺贈により取得した個人用動産の価額等は、相続税の課税価格に算入しないこととするとともに、これらの者が日本において有する個人用動産の価額等は、富裕税の課税価格に算入しないこととしております。

また合衆国軍隊が、合衆国軍隊の用務を遂行するため汽船等を利用する場合には、通行税を課さないことをとしております。

次に、合衆国軍隊または軍人用販売機関、合衆国軍隊の構成員、軍属またはこれらの者の家族等が輸入する特定の物品については、関税及び内国消費税を免除することとするとともに、右の免稅を受けた物品があるとともに、右の免稅を受けた物品が輸入する特定の物品については、関税及び内国消費税を免除することとする。

第二は、行政協定第四條第二項の規定に基きまして、合衆国の使用に供した国有の財産につきましては、合衆国から日本政府に当該財産の返還があつた場合においても、その原状回復またはこれにかわる補償の請求を、合衆国に對して行わないというふうに定めたのでございます。

第三は、行政協定第二條第四項に基きまして、合衆国の使用に供した国有の財産について、合衆国軍隊の用に供している間といえども、その用途または目的を妨げない限度において、他の者にその使用または收益を許すことが

まず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、第一に、合衆国軍隊の構成員、軍属またはこれら者の家族が、合衆国軍隊またはP.X等の軍人用販売機関等における勤務または雇用により受ける給與所得等、その性質上わが国の所得税を課さないことが適当と認められる所得について、所得税を課さないこととしておられます。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、まず、輸出免税の手続について簡易化をはかる措定たときは、譲受人から税金を徵収することいたしております。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、まず、輸出免税の手續について簡易化をはかる措定たときは、譲受人から税金を徵収することいたしております。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、まず、輸出免税の手續について簡易化をはかる措定たときは、譲受人から税金を徵収することいたしております。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、まず、輸出免税の手續について簡易化をはかる措定たときは、譲受人から税金を徵収することいたしております。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、まず、輸出免税の手續について簡易化をはかる措定たときは、譲受人から税金を徵収することいたしております。

できることとしたのでございま
す。

第四点いたしましては、國が、國
有の財産を國以外の者に貸し付けてい
る場合におきまして、當該國有の財產
を合衆國の軍隊の用に供する必要があ
るときは、適正な補償を行つた上で、
貸代契約を解除することができるとい
うふうに定めたのであります。

第五点は、特別会計に属する國有の
財産を合衆國軍隊の用に供しようとす
る場合の取扱いでありまして、この場
合におきましては、當該財産は一般会
計に所属がえもしくは所属がえをし、
または當該財産は一般会計に使用せし
めしたこととした上で、一般会計から合衆國の使用に供することにいたし
た点でございます。

以上が行政認定実施に伴うこの法案
の内容でございます。

最後に貴金属管理法の一部を改正す
る法律案でござりますが、金、銀等の
貴金属地金の管理につきましては、現
在貴金属地金の管理によりまして、新產の
金、銀及び白金族地金は、すべて政府
が買入れ、必要やむを得ない用途に
対しては、その需要者に政府から直接
売却する制度をとり、その売買価格は
それへ政府が公定いたしているので
あります。

しかるに最近に至りまして、銀地金
につきましては、その需給の状況等に
かんがみ、流通及び消費に関する一切
の統制を撤廃してさしつかえない段階
に達したものと考えられます。また白
金族地金につきましては、国内生産額
はきわめて少量であり、国内の需要を
輸入に仰がなければならない状況であ
ります。

別にただいま國会に提出されました國
際的供給不足物資等の需給調整に関する
臨時措置に関する法律案に由だねる
ことが、むろ適切であると考えられ
るに至りましたので、この際銀及び白
金族地金に関する貴金属管理法による
規制を撤廃することいたしたのであ
ります。

一方、金地金につきましては、政府
による金地金の売買価格は、米国政府
の買入れ価格を基礎として定めており
ます結果、一般物価の上昇に比べまし
て、低価格にすえ置かれておりまし
た。

さらに、金地金取引価格の國際的性
を確保し、その増産をはかることはき
わめて肝要でありますので、この際貨
幣用以外の金について、妥当な範囲で
プレミアム付価格による売買を認める
ことといいたのであります。今後
以上のよな理由によりまして、貴
金属管理法を改正することとし、この
法律案を提出した次第であります。

二、三申しますと、まず法律の題名
を「金管理法」に改め、法文中「貴金
屬」とあるのを「金」に改める等の字
句改正によりまして、銀及び白金族地
金の政府買入れ及び売却の制度を廃止
いたしたのでござります。

〇佐藤委員長 次に關稅定率法等の一
部を改正する法律案、特定道路整備事
業特別会計法案、食糧管理特別会計法
の一部を改正する法律案、農業共済再
保險特別会計法の一部を改正する法律
案、國家公務員共済組合法の一部を改
正する法律案、及び國家公務員等の旅
行費に関する法律の一部を改正する法律
案の六法律案を一括議題として、質疑を
行ないますとともに、その割当に見
合う金地金は、政府に金を納入した金
鉱業者等に対しまして、それへ納付
を行ないます。

てこれを許可いたします。宮崎靖君。
○宮崎委員 ただいま議題となつてお
ります六法律案につきまして、主として
關稅定率法等の一部を改正する法律案
について、質問いたしたいと思うので
あります。すでに去る委員会において
は、容易でないものと考えられます
に、金鉱業者等が多数かつ全國的に
散在する需要者と直接取引すること
は、容易でないものと考えられます
また金鉱業者等が加工用金売りさばき業者を営むには、主務
大臣の認可を要することいたしました
た。

さらに、金地金取引価格の國際的性
を確保し、その増産をはかることはき
わめて肝要でありますので、この際貨
幣用以外の金について、妥当な範囲で
プレミアム付価格による売買を認める
ことといいたしました。

以上がこの法案の提出の理由及びそ
の内容の概要であります。何とぞ御審
議の上、すみやかに御賛成あらんこと
をお願い申し上げます。

まず印刷紙の輸入税をもう一年間免
除しよう、こういう政府原案の趣旨で
あります。私はこの際去る第二国会
におきまして、本年三月三十一日まで
輸入関税を暫定的に免除するというこ
とを決定いたしました。當時の委員会
の審議の経過といふものを、この際確
認いたしてみたのであります。當時の
状況におきまして、国内の印刷紙の需
給バランスといふものは、不安定と申
しましようか、必ずしも需給が満たし
ておらないといふことが現実の問題
であつたよう考えられる。特に二金
印刷にも困るであろうといふような声
があつたのであります。これは大き
くもののが果たし難い。そのとき
の事情におきましてこれを廃止する
こととも、決して間違ひではない。
従いましてはや當時の状況におきま
しては、三月三十一日以降延長しよう
などといふ気持があつて、われくは
この法律案、いわゆる政府原案に対し
まして賛成の意を表したものではありません。さような意味におきまして
私はいまさら政府原案が一年間延長い

たしたいという点につきましては、当時の第十二国会におきます審議の過程に現われました諸事情が、どういうふうになつておるかとということを、まず検討して参らなければなりません。

そこで一番に伺いたいのは、実際印刷紙の輸入といふものの実態はどうあるか。契約の成立したものはどうだけの数量が契約されておるか。そのうち実際にどれだけの数量が輸入されておるのか。三月三十一日までに契約された分でありますと、輸入未落の数量がどれだけあるのか。これらの点につきまして、はつきりしたことのお示しをいただきたいのであります。

○德永政府委員 たゞいまお尋ねのございました新聞用紙の輸入の状況がどうなつておるかと、いろいろとございました新聞用紙の輸入の予定といふことと相なつております。なお御承知いたしておるわけであります。そのうち輸入済みの数量が七千五百トン、残り一千五百トンが近日入港の予定といふことに相なつております。なほ御承知いたしました新聞用紙の輸入の状況がどうなつておるかと、いろいろとございました新聞用紙の輸入の予定といふこととに相なつております。なほ御承知いたしておるわけであります。そのうち輸入済みの数量が九千五百トンの契約だと思いますが、九千五百トンの契約のうち、当初の契約と違いましてサインが契約と合つていらない結果として、ほとんど新聞紙に使えないであろうといわれて、国際的な紛争の対象になつておるものが、九千五百トンのうち約六千五百トン含まれておるわけであります。

○宮幡委員 そうすると、九千五百トンのうち七百五トンと言われたんですねが、五十トンですか。

○德永政府委員 七千五トンです。これが輸入……。

○宮幡委員 そといったしますと、七千五百トン入つて五百トンだけは正規な印

刷用紙であつて、六千五百トンがたゞいま国际的なクレームがついておると、いふ事情を話した。この六千五百トン、それが現在保稅倉庫にあるのです。しかもついておるのですか。

○德永政府委員 六千五百トンは目下保稅倉庫にございまして、輸入手続が行われておりません。

○宮幡委員 そうするとせつかく第十二国会において、当時の状況を配慮いたしまして手配いたしました、輸入関税の暫定免除の措置によります印刷用紙の輸入の実績といふものは上つておらない。従つてこの配慮に基きますと

この二国会において、當時の印刷用紙の段階を業種によって異にいたしておられますから、新聞紙につきましては、紙の輸入の実績といふものは上つておらない。従つてこの配慮に基きますと、これははるいは私の推測が誤つておるかもしませんが、資金の面から見ますと、現在保稅倉庫にあります六千五百トンといふものは、特に引取らぬければならない。それともクレジットの輸入であるかと思いま

たわけであります。また他方製造メーカーとして、それによりましても電力が若干不足するという場合に、その不足分を重油発電機等により補いたいと思いまして、緊急に重油発電機を手配するよろな措置もとられたわけであります。その措置のとられました製造業者に対しましては、私どもとしまして

さえ禁止されている項目であるにかかわらず、これだけ、その中から努力いたしまして、おそらく増産勢態が進行して参つたものだと私は信ずるのであります。その間におきました通産省における生産の経過並びにその達成等といふことが、なほ御承知いたしておるわけであります。その間におきました通産省のうち異常漏水になりました直後の生産減少をおそれまして、いわばたばたとそれらの緊急対応策をいろいろと講じたわけであります。太局的にいへば、漏水にならずに済んだ。むしろ豊水でしたというようなことが幸いいたしまして、需給関係は冬場の間比較的順調に推移いたしまして、ただいま御指摘ございましたように、当初はこれだけのものを輸入しなければ、新聞紙の建ぺいが維持できないであろうことを心配いたしております。しかしその数量は比較的僅少

なほ信用力の低い輸入商社もございましたが、そのような輸入商社に対しましては、実際のこの輸入品の購買者でもあります新聞社では、債務保証といひ

す。事実の経過は御案内の通り、当初の予想はど電力制限事態も悪化せず、いまようやくな経過をたどつたわけでもあります。

○宮幡委員 さらにお伺いたしますが、一応対象となりました九千五百トンといふ輸入につきましては、商社等は介在しないでありますよります。なほ、九千五百トンの輸入は——商社等がやりますと、擬制契約という形をとりまして、為替子約などはしていませんが、弊害等があるわけであります。輸入の九千五百トンに対しましては、輸入為替の手續は全部完了しておるものであります。それが、九千五百トンの輸入は——商社等がやりますと、擬制契約という形をとりまして、為替子約などはしていませんが、弊害等があるわけであります。輸入の九千五百トンといふものは、特に引取らぬければならない。それともクレジットの輸入であるかと思いま

たわけであります。なほ御質問にお答えします。なほ御質問におかれになりました契約は、輸入商社を通じて六社関係いたしておりますが、六つの輸入商社がそれと相手方と契約して、輸入手續を進めておるわけであります。

○宮幡委員 商社の介在するということが明らかになりました。商社と實際の消費者、実際の輸入者との間の因資金の決済状況について、通産省として何が現実的な問題を御承知ならば、この際お知らせいただきたい。

○德永政府委員 詳細な事項は私お答えできませんが、この輸入商社六社はした全契約量は九千五百トンで、紛争の契約の対象になる分が六千五百トン、その差額の約三千トンの数量につきましては、契約通りの品質、寸法の品物があり、または入りつつあるといふふうに承知いたしておるわけであります。しこうしてこの紛争の対象になつてしまつて、需要関係は冬場の間比較的順調に推移いたしまして、ただいま御指摘ございましたように、当初はこれだけのものを輸入しなければ、新聞紙の建ぺいが維持できないであろうことを心配いたしておられましたが、そのような輸入商社もございましたが、この輸入が行われなくとも、国内の増産によりまして、建ぺ

じの減少を示さないで需要がまかなえます。そういう信用の裏づけをするといふふうなことをやつておるケースもあるよう聞いております。なほそれが全商社でございませんで、自己の信用力だけで為替銀行と取引のできなかつた輸入商社だけについて、さよならなことが行われておるというふうに聞いております。

○宮幡委員 そういふお話を聞きますと、これははるいは私の推測が誤つておるかもしませんが、資金の面から見ますと、現在保稅倉庫にあります六千五百トンといふものは、特に引取らぬければならない。それともクレジットの信用力だけで為替銀行と取引のできなかつた輸入商社だけについて、さよならなことが行われておるというふうに聞いております。

（略）

ます。なほ、そのようなことをやつておるケースもあるよう聞いております。なほそれが全商社でございませんで、自己の信用力だけで為替銀行と取引のできなかつた輸入商社だけについて、さよならなことが行われておるというふうに聞いております。

○宮幡委員 御承知のように昨年秋異常漏水の状況に対しまして、この十一月、十二月からことしの一、二、三月ころまでの間電力の制限といふか、供給不足のために新聞用紙が相当減産するであろうというのが、実はございましたが、この輸入が行われなくとも、国内の増産によりまして、建ぺいがあります新聞社では、債務保証といひ

た品物であるというふうに承知いたしました。従いまして、これが売手との間にクレームの問題ともなつておりますが、さらに完全なクレームの問題として処置できるばかりでなしに、売手の方のいわば詐欺と申しますか、刑事案件的な性格も持つておるというふうに承知いたしておるわけであります。さような状況でござりますので、この紛争がきわめて短期間に、普通のクレームのように、契約と違った品物だつたら、それを向うへ送り返し、新規に契約通りの品物があらためて送られて来るといふようなくらい順調には運ばない。私どもとしてはさようなことになることを希望いたしておりますが、どうも相手方の商社の実体なれば、かよないわば普通の常識を越えたような違反、あるいは詐欺をしておるわけでありますから、さよくな場合には、すらくと取り運ばないのではなかろうかと、さういうふうに予測いたしておるわけであります。

○官憲委員 今回の政府原案の一箇年延長を見ますと、あとから申し上げますが、これは有力な理論的根拠はないのであります。ないと私が断定することは専斷でありまして、言葉としては不適当かもしませんが、もしもあるとすると、これで時間がかかるからかとお尋ねしたのであります、一月三月の間ににおいて印刷紙が不足するであらう、それに対応するためには輸入で充足しよう、それには灰色市場の価格で輸入されるから、免税してやろうといふ状況のもとで計画しました輸入が、

実際にその目的を達成しておらないでありますから、事の起りは、やはり時との間にクレームの問題ともなつておりますが、さらに完全なクレームの問題として処置できるばかりでなしに、売手の方のいわば詐欺と申しますか、刑事案件的な性格も持つておるというふうに承知いたしておるわけであります。

実際その目的を達成しておらないでありますから、事の起りは、やはり時との間にクレームの問題ともなつておりますが、さらに完全なクレームの問題として処置できるばかりでなしに、売手の方のいわば詐欺と申しますか、刑事案件的な性格も持つておるというふうに承知いたしておるわけであります。さような状況でござりますので、この紛争がきわめて短期間に、普通のクレームのように、契約と違った品物だつたら、それを向うへ送り返し、新規に契約通りの品物があらためて送られて来るといふようなくらい順調には運ばない。私どもとしてはさようなことになることを希望いたしておりますが、どうも相手方の商社の実体なれば、かよないわば普通の常識を越えたような違反、あるいは詐欺をしておるわけでありますから、さよくな場合には、すらくと取り運ばないのではなかろうかと、さういうふうに予測いたしておるわけであります。

○官憲委員 国内の紙の生産は逐次順調に増加いたしておるわけであります。二十六年の十二月の実績を申し上げますと、四千二百六十三万ポンドでござります。それが四月には四千五百八十八ポンドになると予想いたしておるわけであります。四月は非常に近い月でござりますので、そう狂いなしに行くんじゃなかろかと考えます。百五十八ポンドになると予想いたしておるわけであります。五月度でござりますと、四千二百六十三万ポンドでござります。しかしながらその他のことのみを考えますならば、延ばしてやりたいといつける気持になれるわけであります。しかしながら其他の理論的根拠から申しますと、今後 I.M.C 割当物資となりました印刷紙輸入などが大量に行なわれた場合には、国内産業の圧迫は重大問題であります。従つても大蔵省原案のことく免稅期間を延長しようとするならば、紙の不足にいたしましては、あまりこまかいところ認めがたい。そこでとにかく国会といふ、その恩典に浴せしむべきだとかたく信じておるものであります。それ以外にはこれを延期すべき理由は実は認めがたい。そこでとにかく国会といふ、その恩典に浴せしむべきだとかたく信じておるものであります。それまで議論をしては参りませぬけれども、當面の問題につきまして二、三お尋ねいたしまして、なお理屈的にこれら措置の妥当性を、われ々は確認いたしておきたいのであります。

○官憲委員 今の数字は私は信じたいと思います。しかしながら建ぺい率を増した結果において、六%発行部数を増減するから足りなくなる。それに押さえますと、この目的も達成せられるかどうか。この点をひとつ明らかにしておいてもらいたい。

○官憲委員 国内の紙の生産は逐次順調に増加いたしておるわけであります。二十六年の十二月の実績を申し上げますと、四千二百六十三万ポンドでござります。それが四月には四千五百八十八ポンドになると予想いたしておるわけであります。四月は非常に近い月でござりますので、そう狂いなしに行くんじゃなかろかと考えます。百五十八ポンドになると予想いたしておるわけであります。五月度でござりますと、四千二百六十三万ポンドでござります。しかしながら其他のことのみを考えますならば、延ばしてやりたいといつける気持になれるわけであります。しかしながら其他の理論的根拠から申しますと、今後 I.M.C 割当物資となりました印刷紙輸入などが大量に行なわれた場合には、国内産業の圧迫は重大問題であります。従つても大蔵省原案のことく免稅期間を延長しようとするならば、紙の不足にいたしましては、あまりこまかいところ認めがたい。そこでとにかく国会といふ、その恩典に浴せしむべきだとかたく信じておるものであります。それ以外にはこれを延期すべき理由は実は認めがたい。そこでとにかく国会といふ、その恩典に浴せしむべきだとかたく信じておるものであります。それまで議論をしては参りませぬけれども、當面の問題につきまして二、三お尋ねいたしまして、なお理屈的にこれら措置の妥当性を、われ々は確認いたしておきたいのであります。

○官憲委員 今の数字は私は信じたいと思います。しかしながら建ぺい率を増した結果において、六%発行部数を増減するから足りなくなる。それに押さえますと、この目的も達成せられるかどうか。この点をひとつ明らかにしておいてもらいたい。

○官憲委員 その考え方方が浮んで来るわけであります。従つて免稅の期間をこの品物に対するのみを考えますならば、延ばしてもよい精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考えておるのでありますから、そのときに計画されたことを精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考えておるのでありますから、そのときに計画されたことを精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考

えますと、この恩典には将来といえども浴せしめなければならないという、一つの考え方方が浮んで来るわけであります。従つて免稅の期間をこの品物に対するみを考えますならば、延ばしてもよい精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考えておるのでありますから、そのときに計画されたことを精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考

えますと、この恩典には将来といえども浴せしめなければならないという、一つの考え方方が浮んで来るわけであります。従つて免稅の期間をこの品物に対するみを考えますならば、延ばしてもよい精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考えておのでありますから、そのときに計画されたことを精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考

えますと、この恩典には将来といえども浴せしめなければならないという、一つの考え方方が浮んで来るわけであります。従つて免稅の期間をこの品物に対するみを考えますならば、延ばしてもよい精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考

えますと、この恩典には将来といえども浴せしめなければならないという、一つの考え方方が浮んで来るわけであります。従つて免稅の期間をこの品物に対するみを考えますならば、延ばしてもよい精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考

えますと、この恩典には将来といえども浴せしめなければならないという、一つの考え方方が浮んで来るわけであります。従つて免稅の期間をこの品物に対するみを考えますならば、延ばしてもよい精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考

えますと、この恩典には将来といえども浴せしめなければならないという、一つの考え方方が浮んで来るわけであります。従つて免稅の期間をこの品物に対するみを考えますならば、延ばしてもよい精神的に考え、あることは動機といいますか、それから考

関税定率法を制定いたしました。これにはまつたく制定といつてもよろしい。大正十五年以来改訂しないものをやつたわけです。そのときは御承知のように、ブレッジ・ウツラ協定に基く国際貿易憲章の一環であります国際貿易機関、I.T.Oと申しますか、それに基りますいわゆるハヴァナ協定に基き、ガットに加入するという前提のもとに、いわば無條件最惠国待遇ということを基本といたしましたところの関税政策を、占領下にありながら自主独立の国家と同様に、日本がもし国際連合に加入を許されたといたしますならば——このガットに加入することは拒否権を用いられないものであります。自由加入ができる。その態勢に沿うべく立たるものであります。これが日本の国際貿易に通されましたところの筋金であることを、天下に発表したわけあります。しかるにたま／＼の事情に基きまして、一定の信念と方針と理論がなくて、ややもすれば関税定率を変更したり改訂したりするような運動が展開されるということは、私は遺憾にたえないのであります。大体におきましても今後通商航海條約におきまして、基本的な相互最惠国待遇という合同の精神を尊重し遵守する。その意味におきまして、長い間信用に長くこなるために、こいねがわくは関税定率法等はだれでも納得し得るところの正常な理論がない限り、みだりにこれを玩弄する。あるいはおもちや扱いをすべきものではないと思つておるのであります。この方針を大蔵当局とし

ては、今後とも堅持せられるお考えであるかどうか。本日は大蔵大臣にこのことを確かめておきたいと思ひました。I.T.Oと申しますか、それに基りますいわゆるハヴァナ協定に基きまして全般的に改正をいたしましたのは、一つは国内的にそれ／＼産業の事情等を考えまして、一刻も早く妥当な関税率を定めたいということが一番大きさに理由でございましたが、同時に今宮幡さんがお話のように国際的にもはずかしからぬ関税定率法をつくりまして、ガット等への加入の前提をつくらう、こういうこともあわせて考えておる次第であります。やつてみました結果はいろ／＼問題もございましたが、おむね所期の目的を達成しつつあります。そこで、ただガットの加入問題はこれはいろいろ／＼国際的な問題がありまして、現在もまだそこまで至つておりますが、平和條約発効後におきましては、なるべく早い機会に私ども早く加入し得るように、できる限りの努力をいたしてみたいと考えておる次第であります。昨年の秋理事会がございまして、それにも外務省から特にオブザーバーを派遣していただきまして、加入の準備等を私どもいたしましてもいたしておる次第でございまして、この次の機会におきましては、なるべくそういうような方向に持つて行きたいと考えております。なおそれに関連いたしましたが、これは私どもやはり軽率にかえはしないかといふお話をございましたが、これは私どもやはり軽率にかえておるつもりはありません。

○宮幡委員 大蔵当局の関税政策に対する基本的な觀念は、私どもも納得の行くものであります。ただいま取上げております印刷紙の問題につきましては、私はあくまでも九千五百トンの械の輸入とか、あるいは原油等に対する臨時の免稅措置、関税定率法の一般的な税率に対しまして、わが国の現状に即応する暫定措置を相当広汎に講じておるわけであります。これは私は、やはりそれ／＼理由があるとすれば、これは別に先ほど申し上げました趣旨に違反するものではないと存じます。後に言われた点、つまり I.M.C. に現実に必要だとしてわが国が申請をして、これは入れる必要があると一応判断しているわけであります。それで入つて来る物資の価格が、これは宮幡さんが今指摘になりましたように、外国の建値では必ずしも入つて来ない。今までの見通しといたしましては、日本の紙の値段よりも低いところでは入つて來ないであります。この辺がなかなかはつきりしないところでございましたが、そういう大体の事情があるといふことはできませんでした。国内産業を殺しておいたあとで、それが高いからといつてさらに入稅をして、外國のものを歛りするというような、遺憾な態勢を招くわけであります。もちろん国内の価格はコストによって計算されている標準価格があるわけであります。一体印刷紙はボンド幾らでいいかといふことはできません。国内産業を殺しておいたあとで、それが高いからといつてさらに入稅をして、外國のものを歛りするというような、遺憾な態勢を招くわけであります。もちろん国内の価格はコストによって計算されている標準価格があるわけであります。一体印刷紙はボンド幾らでいいかといふことはできません。そうしてみると、この計画量の未輸入の方を対象としての免稅、こういう筋が通らなければならぬ。この面におきましては、法的にどうするような措置を講ぜられたいことをうしろとは私は考えませんが、通産省におきましてはあくまで行政的措置においては、これら的事情にマッチするような措置を講ぜられたいことをこの際要望いたしまして、ちょうど私はこれまで行政的措置におきまして、これらの事情にマッチするので、質問はこの程度で打切りたいと思います。

○佐藤委員長 深澤義守君。
○深澤委員 非常に時間が迫つておりましたので、この際食糧局長官に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

それ／＼必要に応じまして理由をよく聞きまして、実情に応じまして考慮いたしておるわけであります。今回の提針をお示し願いたいのであります。○平田政府委員 昨年関税定率法につきまして全般的に改正をいたしましたのは、一つは国内的にそれ／＼産業の事情等を考えまして、一刻も早く妥当な関税率を定めたいといふのが一番大きさに理由でございましたが、同時に今宮幡さんがお話のように国際的にもはずかしからぬ関税定率法をつくりまして、ガット等への加入の前提をつくらう、こういうこともあわせて考えておる次第であります。やつてみました結果はいろ／＼問題もございましたが、おむね所期の目的を達成しつつあります。そこで、ただガットの加入問題はこれはこれは別に先ほど申し上げました趣旨に違反するものではないと存じます。後に言われた点、つまり I.M.C. に現実に必要だとしてわが国が申請をして、これは入れる必要があると一応判断しているわけであります。それで入つて来る物資の価格が、これは宮幡さんが今指摘されましたように、外国の建値では必ずしも入つて来ない。今までの見通しといたしましては、日本の紙の値段よりも低いところでは入つて來ないであります。この辺がなかなかはつきりしないところでございましたが、そういう大体の事情があるといふことはできません。国内産業を殺しておいたあとで、それが高いからといつてさらに入稅をして、外國のものを歛りするというような、遺憾な態勢を招くわけであります。もちろん国内の価格はコストによって計算されている標準価格があるわけであります。一体印刷紙はボンド幾らでいいかといふことはできません。国内産業を殺しておいたあとで、それが高いからといつてさらに入稅をして、外國のものを歛りするというような、遺憾な態勢を招くわけであります。もちろん国内の価格はコストによって計算されている標準価格があるわけであります。一体印刷紙はボンド幾らでいいかといふことはできません。そうしてみると、この計画量の未輸入の方を対象としての免稅、こういう筋が通らなければならぬ。この面におきましては、法的にどうするような措置を講ぜられたいことをうしろとは私は考えませんが、通産省におきましてはあくまで行政的措置においては、これら的事情にマッチするような措置を講ぜられたいことをこの際要望いたしまして、ちょうど私はこれまで行政的措置におきまして、これらの事情にマッチするので、質問はこの程度で打切りたいと思います。

原則としてそれを無理に通らなければならぬというような道路は、なるべく避けたいと思ひます。それからどうるものから料金をとるかと申しますと、原則として諸車及び無軌道電車すと、原車として緊急自動車等からはこれではありません。緊急自動車等からはこれではありません。それから渡船場あるいはエレベーターの設備のあるものがありますが、そういうところでは歩く人からもとができるようになります。どの程度の料金をとるかということが、これは使います人が普通受けます利益の限度は、絶対越えないよろしくなります。それから建設大臣は大蔵大臣と協議の上で、都道府県あるいは市に有料道路の費用の全部、あるいは一部を貸し付けることができるようにならしたい。こういうのが大体の趣旨であります。有料制によります道路の整備は、わが国では初めてのことでありまして、この運用につきましては十分慎重を期して、万全を期したいと思つております。

ただいまの御質問のどういうところを述べかということですが、第一にそれをやることが通る人に與える利便が非常に大きいというものをまず選ぶ。従つてまたそれがうらへになりますが、それから上の料金によつて、建設費は当然ベイして行けるようなものでなければならぬというのが、この大筋でございます。それから来年度どいうものを考へているか。これは今後事務的にはこの法の手続を経なければ決定いたさないわけであります。この準備のために、こうくこういうものを見えているというのが十数箇所ございまして、それによつて来年度の十五

億円といふ特別会計の予算の基礎がでなければなりません。それから非常に危険な面交又が二箇所ございます。それを今後やる必要がある。特に車道の方は緩速車道ができておりませんために、自転車とか荷車とかが高速車道の方に入るので、それが非常に支障いたしておられますので、緩速車道の方も完成いたしましたので、歩道も完成いたしました。それで、歩道も完成いたしましたして、それで十分にする何らかの方法をお考へになつておるでしようか。

○菊池政府委員 建設大臣が有料道路を設けようとします場合には、あらかじめ道路管理者の意見を聞かなければならぬことになつております。管理者の方ではその意見を出します前に、公共団体の議会に諮問する。まだ管理者の方でやります場合には、建設大臣の許可を受けることになつております。管理者の方ではその意見を出します前に、公の際に監督はできると思つております。そのためには、建設大臣が非常に利權的になりやすくなります。しかししながら現在の財政状態では、御承知のように公共事業費の中の道路事業費というようなものは、現在の道路をよくして行くのに十分なだけがまわりません。これがそれでよろしいといふ建前でお話をいたさなければなりませんが、大体その公共性のあるものについては、できるだけ公共性をとらんわけではございません。原則としましては、できるだけ公共性をとらんだけが発揮得るようになります。

○松尾委員 全体としてはまだこれからお始めになるので、こまかいこと等はわからないと思いますが、私はこの法律に対しまして、よく世にある汚職めいたものが問題になつておる今日でござりますし、こういつたものは大体が非常に利權的になりやすくなりますから、その利權を十分に気をつけてやついただきたいと思います。言い過ぎかもわかりませんけれども、この大きな事業が、一つの地区から選出されている議員の選挙運動になつたり何かしないように、気をつけていただきたいと思います。

○佐藤委員長 深澤義守君。
○深澤委員 このたびの特定道路整備の事業は、まったく新しい方針であることは、非常に困難になる。従つておやりになるのか。おわかりになつておる程度をお聞かせ願いたい。

○菊池政府委員 新京浜国道は、実は六千一百万とつておりますけれども、それはどの辺でどういうふうに決まつてあるのか。おわかりになつておるわけであります。ただいま完成いたしておりますのは、主要な箇所に非常に集中して大きな工事があ

るというような場合に、短時間に非常に大きな工事費をそこに集中するということは、非常に困難になる。従つておやりになるのか。おわかりになつておる程度をお聞かせ願いたい。

○松尾委員 私にちよつと関係のあることをお尋ねいたしたいのですけれども、新京浜道路といふものをお考へになつておるらしく、この予算を見ましても、六千一百万とつておりますけれども、それはどの辺でどういうふうに決まつてあるのか。おわかりになつておる程度をお聞かせ願いたい。

○佐藤委員長 深澤義守君。
○深澤委員 このたびの特定道路整備の事業は、まったく新しい方針であることは、非常に困難になる。従つておやりになるのか。おわかりになつておる程度をお聞かせ願いたい。

○深澤委員 それでは今までの公共事業でもやるが、こういう方法でもよからぬと、いう程度の根拠からおやりになら、こういうことを考えたわけでござります。

○深澤委員 それでは今までの公共事業でもやるが、こういう方法でもよからぬと、いう程度の根拠からおやりになら、こういうことを考えたわけでござります。

度でもつて料金を拂つて、それでもつて建設費を償還して行くという方法は、こういふ際の打開の方策として悪くはなかろう。むしろ税をお拂いになつてなか／＼道路もよくならぬといふ、つまり一箇所に集中するために、普普通的に返つて來ないといふような方々に對しましては、むしろそういう方針の方が——一般公共事業費の方は全体的に広く行き、そういう集中的なものはそこを特に利用される人から、方々に對しましては、むしろそういう料金を頂戴してやつて行くといふ方針の方が、道路整備の促進の上に適当でなからうか。またそれは道路の公共性との調和において、決して久くるところはなか／＼かといふようないふな考え方から、こういうことを考えたわけでござります。

が、その利益の限度を絶対越えない程度でもつて料金を拂つて、それでもつて建設費を償還して行くという方法で、お聞かせ願いたい。

○菊池政府委員 道路は一般交通の用が、特に緩速車道の方は完成いたしておられません。それから非常に危険な平面交叉が二箇所ございます。それを今後やる必要がある。特に車道の方は緩速車道ができておりませんために、自転車とか荷車とかが高速車道の方に入るので、それが非常に支障いたしておられますので、緩速車道の方も完成いたしましたので、歩道も完成いたしましたして、それで十分にする何らかの方法をお考へになつておるでございます。

○小山委員 それは合格点に達するもののは、そういう基準でやられるでありますようが、優先先後のはずれを先にし、いずれをあとにするかということとの判定は、何によつてやられるのか。それをお伺いしておきたい。

○菊池政府委員 個所を選びます場合は、有料にいたせ、あるいはそうでない場合にいたしましても、どちらを選ばうかというすべくの場合には、その基準はきわめてむずかしいと思うの

であります。点数をつけられるだけであります。点数をつけられるのであります。どちらを選ぶかという場合に、どういおりまして、重要な路線といふものはわかつておりますので、今まで公共事業もかけており、それがなか／＼できないといふようなものから選んで行こうというわけで、それ／＼のものをどうら選ぶかという場合には、どういふ点数でやるかということは非常に困難だと思います。

○小山委員 そういたしますと、今まで公共事業等で施行して來たものに限る、こういうことでありますか。

○菊池政府委員 そういうわけではございませんが、道路法に言つておる道路の中のものでありますから、どれでも公共事業を投げたものであります。

○小山委員 証議に上り得る場合に、私はその判定の基準をお伺いしておるのであつて、そのようなたとえば熱海、伊東のトンネルと須木のトンネルという場合に、いざれが優先、先後の順序になるのかということを御判断にあつたといふうな行き方は、きわめであります。私は現在痛切に困つてゐるところが解決し得ないもの、それをどうぞやううな趣旨であります。この会計がある場合には、ただ政治的な考慮といふことだけではなくて、何か事務的に一つの基準を持つてなければならぬはずであると思ひます。そういう点はいかがでありますか。

○菊池政府委員 いつもそういう場合はあるのであります。まず交通量がどうか、それから交通の種類がどういうものかといふようなことを勘案いたしました。やつておるわけではありませんが、どうか、それでは特別会計について二、三伺つてみたいのは、この特別会計が預金部から金を借りて、地方公共団体に又貸しをするという制度になつておる。そういう場合は、地方公共団体はその債務としてはあるいは災害復旧の債務がある。あるいは学校施設の債務がある。そういうふうな債務をにらみ合せてその地方公共団体に付けて行くということが必要であります。それで、案にもござりますように年限をつけて、その三年間を限りましてそ

ういう特別の貸付方法を認める。だんそれが軌道に乗つて参りました上一環として、本来の趣旨に返る、こういうふうな趣旨であります。

○小山委員 ただいまのお答えでは、償還能力の判定は一休どうやつておるかということについてのお答えがないのであります。その点はいかがであります。

○河野(通)政府委員 傷還その他のつけたならば、これの回収については一休どうふうに判定したらいいのか。またかりにそれを判断するのは、やはり銀行局なりその他の大蔵省の機関がやるのだということであるならば、なぜ特別会計といふもののもつくらなければならぬか。その点を銀

ます場合におきましては、大蔵大臣は協議を受けるので、全体の財政計画、償還計画等は、総合的に見て参るつもりであります。第二点は、筋としてはお話を通りの私どもの意見でござります。ただ問題は先ほど申し上げましたように、本来の長い目で見た筋から言えども、こういう制度はおかしい。おかしいけれども、初めての試みでもあるから、臨時に期限を切つて、すべり出しだけはそういう形でやつて行く。

二十七年度以降三年間を限つて、しかも大蔵大臣と協議をした上で貸付を行なう、いうことかたい制限をつけたが発足をいたす、かようと考えております。

○小山委員 そういたしますと、この特定の道路に対して特別会計が又貸しをするかしないかということの判定は、金を貸す方の大蔵省の側が最後の判定をする、こう考へてよろしゅうございますか。

○河野(通)政府委員 道路整備特別措置法案の第七條に書いてありますように、建設大臣が貸し付ける。しかし建設大臣は、大蔵大臣と協議をしてこれを貸し付ける、いうことになります。

○小山委員 それではこの問題はこの程度にいたしまして、次に国家公務員共済組合法についても、いろいろ聞きたいことがありますけれども、時間の関係がありますので、二、三点だけ伺つておきます。

第一は、八十四條の二の改正であります。この中に「大蔵大臣は、組合の保健給付についての第三十一條各号の規定による費用の負担又は支拂の適正

化を図ため必要があると認めるときには「云々として」診療簿その他の業務は開する帳簿書類を検査させることができる。」こうい規定があります。ところが從来この医師の診療簿を見る場合には、一定の資格のある人が見なければならぬということであつたは無べりますが、この帳簿を見ます場合には、診療内容まで立ち入つてどちらがどうか。あるいは單に診療費の收入などどうか。あるいは単に診療費の収入あるいは支出だけ見れば、この検査は十分に行われるのかどうか。この点を一つ確かめておきたいのです。

またさらにもう一つは、その中にある省の官吏であればそれでいいのか。あるいは医師としての心得のある人に検査をする当該職員といらのは、大蔵省の官吏であればそれでいいのか。どちらにしても、この二点をぜひとも伺つておきたいのです。

○岸本政府委員 ただいま御質問のごとく、お聞きいたしました第一点でございますが、診療簿その他の帳簿書類を拜見させていただくのは、どういう趣旨であるかと申しますと、もう一つの点でございますが、問題にならなかつて存じますが、この検査の趣旨は、先ほど申し上げましたように、單なる債務者たる立場において、検査をするという趣旨でござります。

○岸本政府委員 たゞ主計局で、この共済組合の業務を監督いたしておりますので、特別な医療関係の技官を充てる予定はございません。大蔵省あるいは主計局で、この共済組合の業務を監督いたしておりますので、その法律には、國家公務員法の罰則と同様な規定があるのでありますから、この規制の場合にも同様な罰則を設けておられますよ。

○岸本政府委員 たゞ第一点でございますが、この二点をぜひとも伺つておきたいのです。

第二点といいたしまして、立入り検査権限を行う者はだれであるか、医療に経験のある換官をもつて充てるか、あるいは普通の事務官かというような点が、問題にならなかつて存じますが、この検査の罰則は、先ほど申し上げましたように、單なる債務者たる立場において、検査をするという趣旨でござります。

○岸本政府委員 たゞ第一点でござりますので、特別な医療関係の技官を充てる予定はございません。大蔵省あるいは主計局で、この共済組合の業務を監督いたしておりますので、その法律には、國家公務員法の罰則と同様な規定があるのでありますから、この規制の場合にも同様な罰則を設けておられますよ。

○岸本政府委員 たゞ第一点でござりますが、この二点をぜひとも伺つておきたいのです。

にかえつて負担が増すことはなかろうと思ひます。なお徴収いたしますする車両の種類を、政令で定めることになりますので、その点考えられる余地もまだあらうと思ひますが、前段申しましたように、これができたために、今までとられなかつたものがとられるという感じのない場合に、適用されるものとお考へ願ひます。

○苦米地(英)委員 関連して……。今予備隊の問題が出ましたが、私のお伺いしたいのは官庁の自動車、トラック等はどうなるかという点であります。

○菊池政府委員 料金をとります。

○苦米地(英)委員 それは、たとい建設省のものであつてもどりますか。

○菊池政府委員 とります。

○深澤委員 国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について、お伺いしたいと思います。保健給付の支拂いを改定するため、組合員に対する療養費の現金支拂いを制限するという制限は、どの程度におやりになるのか、その点をひとつ伺います。

○岸本政府委員 これは、法律の提案理由に書いてござります制限といふ言葉を、非常に強く響いておどりになります。たではないかと思うのであります。が、ちょっと実態が技術的なこまかい問題でござりますので、詳しく述べ上げますと、現在国家公務員の共済組合員が医療機関を利用いたします場合に、組合の直営の医療機関を利用いたしまします場合と、組合で特別な契約を締結しております契約病院といふものを利用いたします場合、それから健保医を利用いたす場合、そのほかに一般的な開業医を利用いたす場合、この四つの場合がございます。現

在までの法律の建前では、共済組合員が病気にかかる場合には、その四つうちのどの医療機関にかかるかもよろしい、という建前になつておるわけではありません。そこで医療報酬の支拂いに対しでございます。ところがさきに申します三者、つまり健保医までのところは、組合が直接に費用をお医者さんに支拂うのであります。ところがさきに申しますお医者さんに支拂うわけではないのであります。ところが一般開業医を利用いたしました場合には、まず組合員がお医者さんに金を支拂いまして、組合員からさらに組合に金を請求するといふ建前になつておるわけでございます。この最後の場合を療養費の現金支拂いといふ名称で呼んでおるわけでござります。ところがこれが非常に濫用されがちなのでござります。と申しますのは、現在の共済組合の事務能力からいたしまして、そうした場合の報酬請求の内容を、的確に審査するだけのことができませんので、ともいたしまずこの組合員の立入りを拒んだ場合とか、あるいは職員の立入りを拒んだ場合とか、そういう場合には六箇月以下の懲役、または一万円以下の罰金に処すとかいう強権的な措置を講じまして、大蔵大臣の権限を及ぼすということが、私は思うのであります。こういうことは、医療機関の活動といふものを非常に制限し、共済組合の活動といふものを非常に円滑にしない結果になると、大蔵大臣の監督権をここに法定されるところまで大蔵大臣の権限が乗り出さなくても、これは厚生省の関係において解消するという方が、妥当の解決するという方が、妥当のように考えますか。どういう趣旨から大蔵大臣の監督権をここに法定されるのか。その点をひとつ伺いたい。

○岸本政府委員 今日の国家公務員の共済組合は、一般の社会保険の場合と同様に、非常に受診率が高く、経営内容が苦しくなつておるのでございます。一昨二十四年度にもやはり三億程度の赤字を出して、国会で御審議いたしました。国庫補助で切り抜けたわざが苦しくなつておるのでございます。昨二十五年度にあります度の赤字を出して、国会で御審議いたしました。国庫補助で切り抜けたわざが苦しくなつておるのでございます。それでもやはり相当な赤字がまだ解消しないといふ場合には、やむを得ない利用していくだけ。ただ例外的に地理的に對して監督権限を及ぼすといふ性質のものではないのでござります。これは専門の関係であるとか、あるいは医者の専門の関係で、そういうものを利用で行く趣旨でございます。この点は民間の健康保険につきましても、まったく同じような取扱いをやつておるわけでございまして、特に共済組合員の待遇を低

下させるという趣旨ではないであります。○深澤委員 それから医療機関に対しで、大蔵大臣の監督権を規定したのであります。が、大体医療機関に対する監督権といふものは、私は厚生大臣の関係であろうと思うのですが、厚生大臣もある程度の監督権を持つておる。その上に大蔵大臣の監督権をも認めて、そろしてその報告をしなかつた場合とか、虚偽の報告をした場合とか、あるいは職員の立入りを拒んだ場合などあります。医療機関に対しましては、まさに共済組合の経営を健全に持つて行こう、こういう趣旨でいろいろ／＼努力いたしておるわけでござります。医療機関に対しましてこうした検査権を新たに入れましたのも、この趣旨から出たわけでございまして、従来の監査によりますと、とかく水増し請求でござりますとか、あるいは実体のない、からの請求、これが出来来て解決するという方がある。それで、診療簿等を調査させていただきながら見いたしますためには、まあやむを得ない場合には、医療機関に参りまして支拂うわけでございます。これはしかもそのときには、先ほど小山委員の御質問に對してお答え申し上げましたとまつたところまで大蔵大臣の権限が乗り出さなくても、これは厚生省の関係において解消するという方が、妥当の解決するという方が、妥当のようになりますが、どういう趣旨から大蔵大臣の監督権をここに法定されるのか。その点をひとつ伺いたい。

○岸本政府委員 今日の国家公務員の共済組合は、一般の社会保険の場合と同様に、非常に受診率が高く、経営内容が苦しくなつておるのでございます。一昨二十四年度にもやはり三億程度の赤字を出して、国会で御審議いたしました。国庫補助で切り抜けたわざが苦しくなつておるのでございます。昨二十五年度にあります度の赤字を出して、国会で御審議いたしました。国庫補助で切り抜けたわざが苦しくなつておるのでございます。それでもやはり相当な赤字がまだ解消しないといふ場合には、やむを得ない利用していくだけ。ただ例外的に地理的に對して監督権限を及ぼすといふ性質のものではないのでござります。これは専門の関係であるとか、あるいは医者の専門の関係で、そういうものを利用で行く趣旨でございます。この点は民間の健康保険につきましても、まったく同じような取扱いをやつておるわけでございまして、特に共済組合員の待遇を低くする手を打つておるわけでございまして、最近の共済組合の状況にかんがみま

によりますと、相當な不正な支拂いも行われておる。残念でございますが、不正を期して行こうという趣旨で、出行しておるものであります。

○深澤委員 債務者が支拂う場合に、強権的な裏づけをもつて調査するといふことについては、どうもわれ／＼は納得ができないのです。結局あなたの御説明によると、共済組合の田情な運営のためには、不正がある。その不正の根源を断つためには、大蔵大臣の権限によつて検査監督をする。こういう法定をしなければならぬという御趣旨であります。が、單に不正やあるいは不当の支拂いということによつて、共済組合の内容が悪いのではなくて、結局診療者が非常に多くなつたという問題であります。が、單に不正やあるいは不当の支拂いといふことによつて、大蔵大臣の監督権が非常に多くなつたといふことは、根柢から違つたのです。ところに、私は原因があるのではないかと思います。それからもう一つの問題は、最近において医療費が非常にかかりました。これは厚生省の関係においては、民間の医療機関が非常に多くなつたといふことがあります。が、なぜかといふと、それは単に不正なるあるいは不当なる支拂いがあるからといふことによって、問題が来た。そういうところに私は根本的な問題があると思います。それからもう一つの問題は、最近において医療費が非常にかかりました。これは厚生省の関係においては、民間の医療機関が非常に多くなつたといふことがあります。が、なぜかといふと、それは単に不正なるあるいは不当なる支拂いがあるからといふことによって、問題が来た。そういう考え方から、この大蔵大臣の立ち入った権限を認めるといふことは、これはかえつて私は、この共済組合の活動といふものを不正滑格のものではないのでござります。これは専門の立場でありまして、債務者たる立場として支拂うわけであります。医療機関に對して監督権限を及ぼすといふ性質のものではないのでござります。これが専門の立場でござりますが、料理屋に上つて勘定書がまわつて来たときに、これは自分の注文した品数とそれに対する定価の通りになつているかどうか、そういうことを調べるのが目的であります。料理がうまいはず、料理人をかえられないといふふうに制度を改めて行く趣旨でございます。この点は民間のおもな内容は、やはり医療費が非常に増高しておる。しかもその中には最も最近の共済組合の状況にかんがみま

す。先ほど申しました医療費の直接支拂いを制限するというのも、やはり一つの手でございます。このほか行政上の措置としても、できるものはいろいろ手を打つておるのでございます。これらだけは特に今回の法律に入りましたので、そういうふうな感じをお受けになるのではないかと思うのでございまする。これはできるだけ水の漏るところはふさいで行こう、こういう趣旨から出たものにすぎないのでございます。これによつて共済組合の活動がかえつて不円滑になるのではないか、一般のお医者さんからきらわれて、共済組合が扱つてもられないとなるのではないかという心配のあることも、私どもも一応考えたのでございます。しかしながらこうちした権限を発動いたしますのも、これはごく例外的なものでございまして、心証をいたしまして非常におかしい場合に限つて、検査いたすのと期待いたしております。

○深澤委員 時間がないようありますから簡単にもう一つ。……国家公務員等の旅費に関する法律に関しまして、御質問申上げたいと思いますが、

この値上げの仕方において、やはり上に薄く、それから下に厚いというやり方でなしに、逆に上に厚く下に薄いということは何もないであります。ただこの値上げの仕方において、やはり上に薄く、それから下に厚いというやうな結果になつていると私は思うの

であります。特に外国旅行の旅費宿泊料の場合におきましては、従来の九百円の日当並びに一千七百円の宿泊料といふものが、数倍に上つておるわけではありません。ところが内国旅行の場合におきましては、それほどの率に上つておきましては、それを優待するという意味において、この増額が行われたといふ印象すらわれ／＼は受けるのであります。大体今度の旅費増額に対する根本的觀念はどこにあるのか。その点をひとつ伺いたい。

○岸本政府委員 今回の旅費定額の改訂の考へておりますところは、やはり内國旅行についてでは約二年前決定された定額が現行の定額でございますので、その後の物価等の値上り等を考慮がしや／＼医療帳簿をひつかさまわすということは、毛頭考へてないであります。その点は医療機関の側からも、十分なる御援助をいただけるものと期待いたしております。

○深澤委員 時間がないようありますから簡単にもう一つ。……国家公務員等の旅費に関する法律に関しまして、御質問申上げたいと思いま

ところに、原因があるのです。それに基いてやつておるから、結果上に厚く下に薄いという結果になるのであります。

もう一つこれは非常に極端に現われておる問題を、お伺いしたいのであります。二十七條において在勤地内の旅行の旅費の場合を考えるとときに、在勤地内に宿泊した場合において、今までの法律では甲地八百円、乙地六百四十円、この定額の範囲内において実費の宿泊料を支給する。こういうことになつておる。実費と申しても大体七、八割程度の実費がもらえるという実情だそうです。今度の場合などは甲地を九百四十円、乙地七百五十円といましたたが、それは半額、二分の一に相当する宿泊料を支拂うとしてござります。ただいまお述べた場合にも必ずしも、たゞいまお述べた定額が現行の定額でござりますのは従前とかわりないのであります。それから外國旅行の旅費につきましては、これは特に増額といらうよりは、これは特に増額といらうよりは、これは特に増額といらうよ

うことは、毛頭考へてないであります。その点は医療機関の側からも、十分なる御援助をいただけるものと期待いたしております。

○深澤委員 最低基準と最高基準は、現行で表に認めておられます旅費定額をそのまま上下で押さえまして、その間を内国旅行の場合の段階に応じて、振りわけたときどございます。この場合の在勤地内宿泊料につきましては、いろいろ各

ところに困るということです。やはり二分の一といふふうにはつきり改めたわけでございます。

○深澤委員 もう一つお伺いいたしたことは、大体旅費あるいは日當、宿泊料の支給を受ける部分、そういうものはこれは公務員全体で均霑するものではないと思うのであります。特に出張が多い職場におる者、あるいは視察の関係の非常に多い者、なお高級官僚の方々は、いろいろな口実をつけて出張が非常に多いのであります。従つてこの旅費の増額、宿泊料の増額によつて應じられる公務員の人々は、高級官僚の方々は、いろいろな特殊な職場におられることが多いと見ます。

○深澤委員 もう一つは、出張あるいは視察ある場合は監視等に出かける場合に、多くは出張旅行と申しますか、そうしたものが一部の特權階級あるいは一部の職員だけに限られて、下級職員が潤わないという御質問であろうかと存じます。が、これはやはり旅費法の精神といたしましては、特別な公務がありまして、そのためには職員でなければ出張でしかもらえない。旧法による八百円、六百四十円に対する八割程度をもつた方が、百円くらい多いという結果になる。今度の改正の増額は、実際において在勤地内の旅行の場合には、非常に減額になるという結果になつて來ておる。この点はどういうぐあいに考えておられますか。

○岸本政府委員 元来地内の旅行で宿泊するということは、非常に異例のこととござります。この場合の在勤地内の宿泊料につきましては、いろいろ各

一部の人々にすぎない。むしろ公務員の中における特權的な立場にある人々が、この利益を受けるという結果にならぬままのまことにすぎない。むしろ公務員の旅費並びにその他の増額が、公務員全体に及ぼす利益であるところは大体半額でござります。しかしながら大体において半額程度というのが大体のラインでござりますので、われ／＼はこの点は單に國家公務員の旅費並びにその他の増額が、公務員全体に及ぼす利益であるところは大体半額でござります。しかも出張する必要があるという場合に限つて、出張命令が出るわけでありまして、一部の者だけを対象として出ることはまずないと考えられるわけでござります。もちろん出張に出るだけになりますから、役所に入り立てるまで西も東もわからないような職員を出すわけには参りませんので、外に出しまして一人前に働ける職員が対象になるということは、争えない事実だと思います。また特殊な資格を持つた職員でなければ出張ができない、調査権限もないという事情があると存じま

むねその他の新しい用紙はあって輸入にまたずとも、国内充足ができる。のみならず進んでは保護開税の目的のもとに、国内産業の保護育成にもつと力を注ぐべきである。かような観点から原案の一箇年の免稅の期間を、六箇月に短縮いたしたいというのが、第一点の修正の要旨であります。

次には、これはおもに輸出振興の資源で、これも輸出製品の大宗とも申すべきところの織維品の染色の問題に重大な関係のあるものでございまして、もちろん日本の染料工業の現状が見ますすると、消費者であります染業者、あるいは織物業者という面とは、必ずしも利害が一致しておるわけではありません。この見方についてはあるいは異論があるかもしれません。が、現状の段階におきましては特定の染料、ことに特許の関係等によりまして、その自主権がいまだ日本の国内に及んでおらないような、たとえ申請などと、ビグメント・レジン・カラーベース、及びエキステンダーといふような染料につきましては、もちろん日本の国内産業において、これにかわるべきものの生産が勃興いたしますことを、われくは期待いたしておりますけれども、現状の段階におきましては、輸出織布の堅度度を向上させ、われくが海外市場におきまして、かつて先輩のやつて参りました織品の市場獲得等に、十分な競争の力をたくわえる意味におきましても、ぜひともこれらにつきましては輸入を容易ならしまして、輸出振興の一助となすべきであらうと信ずるのであります。従いまして、これを長期にわたって行いますことについては、もちろん

異論がござりますので、暫定措置といつたしまして、新たに一箇年間だけ免稅の措置を講じたいというのが、修正の要旨であります。これに伴いまして同様建築染料のうちスレン染料につきましては、一箇年間の暫定計画の税率を二〇%と先国会において定めたのであります。これに伴いまして同

様すると、当初暫定税率を定めます場合の衆議院の意見通り、一五%程度というのが妥当のように考えられます。それで、この際去る開税率を制定いたしました当時の国会の状況と見合いまして、この一五%に引きもどしまして免稅の措置を講じて参りたい。これはあくまで織維製品の加工原価をできるだけ低くいたしまして、もしありとするならば、他国との競争に優位な地位を占められるという觀念から出ました修正案であります。

以上の二点が大体の修正の要旨でありますから、何とぞ提案者の趣旨を十分御了解の上、もちろん物品につきまして、ビグメント・レジン・カラーベース、及びエキステンダーといふような染料について、これにかわるべきものの生産が勃興いたしますことを、われくは期待いたしておるわけでありますけれども、現状の段階におきましては、輸出織布の堅度度を向上させ、われくが海外市場におきまして、かつて先輩のやつて参りました織品の市場獲得等に、十分な競争の力をたくわえる意味におきましても、ぜひともこれらにつきましては輸入を容易ならしまして、輸出振興の一助となすべきであらうと信ずるのであります。従いまして、これを长期にわたって行いますことについては、もちろん

で、ある点はどうも了解が行かないというような複雑なものを感じます。で、全体としては反対をしておきます。そしてこれを參議院にまわしてから、社会的に修正するところは修正されようと考えております。何とならば、政府は、この提案理由を見ますと、国内産業を保護育成するためといふように書いてございますが、開税率をしばぐ手心を加えたりなどいたしましても、国内産業の保護といふことが完全に遂行され得るとは思われないであります。従いまして、国家の総合的経済政策を実施しなければならないようにも感じられます。

よい例をあげますと、砂糖の問題でございます。砂糖の供給量の九六%は外國輸入に依存し、国内産はわずかに四%と聞いておりますが、開税率をかけることによつて痛しかゆしの感があるでございます。開稅があるために、消費者はそれだけ高い砂糖を使用しなければならないと言う。ほかの面からいふと、わずかで問題にならないような生産しか持たない国内砂糖の精製者に向つても、これをそのままにしておくわけに行かないというふうになります。新聞紙の問題にしましても、一方では開稅をはずすことを喜び、一方では開稅をかけることを叫んでいるとあればならないと言ふ。ほかの面からいふと、わざかで問題にならないようなくわけに行かないというふうになります。新聞紙の問題にしましても、一ヵ月五分に引下げるということについて、皆さんのお賛成を仰く次第であります。

○佐藤委員長 修正案の趣旨説明は終りました。これより本案及び宮澤君提出にかかる修正案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許可いたします。松尾トシ子君。

○松尾委員 私は社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております。討論は通告順によつてこれを許可いたします。松尾トシ子君。

○宮澤委員 開税率法の問題は、日本本の貿易振興の上においてプラスになる面とマイナスになる面とあります。これに重税をかけるということになりますと、諸外国から報復手段となりますが、まず宮澤君提出にかかる修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○佐藤委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。
〔賛成者起立〕
は宮澤君提案のごとく修正議決されました。
なほ以上六法律案の報告書の件につきましては、すべて委員長に御一任を願いたいと存じます。
次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたしました。

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は宮澤君提案のごとく修正議決せられました。
そこで新聞紙の輸入税の問題であります。これが決定しなければならない、こういう意味合いで、改進党の態度としては、この定率法の一部改正の中でも、税率法を制定するには、慎重の上に譲るるものもあります。また稀少物資としてどうしても輸入に仰がなければなりません。そこでこれを參議院にまわしてから、社会的に修正するところは修正されようと考えております。何とならば、政府は、この提案理由を見ますと、国内産業を保護育成するためといふように書いてございますが、開税率をしばぐ手心を加えたりなどいたしましても、国内産業の保護といふことが完全に遂行され得るとは思われないであります。従いまして、国家の総合的経済政策を実施しなければならないようにも感じられます。

よい例をあげますと、砂糖の問題でございます。砂糖の供給量の九六%は外國輸入に依存し、国内産はわずかに四%と聞いておりますが、開税率をかけることによつて痛しかゆしの感があるでございます。開稅があるために、消費者はそれだけ高い砂糖を使用しなければならないと言ふ。ほかの面からいふと、わざかで問題にならないようなくわけに行かないというふうになります。新聞紙の問題にしましても、一ヵ月五分に引下げるということについて、皆さんのお賛成を仰く次第であります。

午後四時二十一分散会
〔参考〕
一、本條中「費用の負担または支拂の適正を図るため必要があると認めるとき」とあるのは、個々の保健給付の決定について、その支拂の適正を期するため必要がある場合と解するものとする。従つて当該職員が当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り診療簿等の他の業務に関する帳簿書類を検査す

るについては、医療機関に対する一般的な指導又は矯正的な監査にわたりて実施してはならない。

二、当該職員が当該医療機関の診療等の他の業務に関する報告書類を検査するについては費用の負担又は支拂の適正を図るための事務上の検査であつて診療内容について監督又は指導を行う目的のものでない。

三、医療機関に対して一般的な指導、矯正的監査又は診療内容の適合にわたる検査を行う必要があると認められる場合は、大臣及び各省の長は、国家公務員共済組合法第八十條の規定の趣旨に則り、隨時厚生大臣又は都道府県知事に対して連絡するものとし、その連絡受けた厚生大臣又は都道府県知事は、積極的に当該医療機関に対して指導監査を実施するものとする。

昭和二十七年三月三日

厚生省保険局長
大蔵省主計局長

特定道路整備事業特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

關稅定率法等の一部を改正する法律

案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁